

付表 5 (第 6 3 条関係)

登録審査用競走成績算定方法

競走成績は、競走結果を「タイム順位得点」、「着順位得点」、「追抜得点」及び「事故得点」として得点化することによって集計し、1 審査期間における合計得点を 1 審査期間における審査対象回数で除して得た平均競走得点をもって順位付けを行うものとする。

なお、すべての得点は、小数点以下第 4 位を四捨五入した小数点以下第 3 位までの値で算出するものとする。

1. 競走結果の得点化の方法等

(1) 開催別基礎点 (A)

開催別基礎点は、開催日数・開催グレードにより別表 1～1 4 の「開催別得点表」による。

なお、G II 競走及び施設等改善競走は、普通競走と同日数の「開催別得点表」を適用する。

(2) 競走別基礎点 (B)

競走別基礎点は、当該競走出場選手構成の級別ごとの選手合計数に下表の級別加算付与率を乗じ、その和を総級別加算率として上記(1)の「開催別得点表」による当該競走の開催別基礎点 (A) に乗じて得た得点を当該競走の開催別基礎点 (A) に加算した得点とする。

級別加算付与率 (%)

級 別	S 級	A 級	B 級
加算率	5	3	0

(3) タイム順位得点 (D) = (B) × (C)

タイム順位得点は、当該競走のタイム順位 (完走タイム (注 1) による順位。) により、競走別基礎点 (B) に下表のタイム順位得点付与率 (C) を乗じた得点とする。

なお、同タイムの場合は、そのタイム順位以下同タイムとなった選手の数に相当するタイム順位までのタイム順位得点付与率の和を同タイムとなった選手の数で等分した率を乗じて得た得点とする。

タイム順位得点付与率（％）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	合計	平均	
得点率	8車立	100.000	95.000	90.000	85.000	80.000	75.000	70.000	65.000	660.000	82.500
	7車立	100.000	94.167	88.333	82.500	76.667	70.833	65.000		577.500	82.500
	6車立	100.000	93.000	86.000	79.000	72.000	65.000			495.000	82.500
	5車立	100.000	91.250	82.500	73.750	65.000				412.500	82.500

(注1) 完走タイムは、競走距離（ハンデ距離を含む。）における100m当りの所要時間を小数点以下第4位を四捨五入した小数点以下第3位までの秒をもって表す。その算定は次の計算式によって行う。

$$\text{完走タイム (秒/100m)} = \frac{\text{競走所要時間 (秒)}}{\text{競走距離 (m)} + \text{ハンデ (m)}} \times 100$$

なお、上記計算式における競走所要時間は小数点以下第2位を四捨五入した小数点以下第1位までの秒をもって表す。

(4) 着順位得点 (F) = (B) × (E)

着順位得点は、当該競走の着順位により、競走別基礎得点 (B) に下表の着順位得点付与率 (E) を乗じて得た得点とする。

なお、同着の場合は、その着順位以下同順位となった選手の数に相当する着順位までの着順位得点付与率の和を同着順位となった選手の数で等分した率を乗じて得た得点とする。

着順位得点付与率（％）

着位	1着	2着	3着	4着	5着	6着	7着	8着	合計	平均	
得点率	8車立	50	35	25	20	15	10	5	0	160	20
	7車立	50	32	22	17	12	7	0		140	20
	6車立	50	29	19	14	8	0			120	20
	5車立	50	26	15	9	0				100	20

(5) 追抜得点 (J) = (B) × (I)

追抜得点は、当該競走における追い抜き数 (注2) により、当該競走の競走別基礎点 (B) に下表の追抜得点付与率 (I) を乗じて得た得点とする。

ただし、0メートルハンデライン上から発走した選手については適用しない。

追抜得点付与率（％）

追い抜き数	1車	2車	3車	4車	5車	6車	7車
得点率	1	3	5	7	10	13	20

（注2）追い抜き数とは、当該競走の番組編成により最軽ハンデの内枠から最重ハンデの外枠までのスタート位置順に仮の着順位を設定し、この仮の着順位と競走結果の着順位との差が正数であるものをいう。

ただし、欠車又は出走停止により、当該競走に出走しなかった選手は仮の着順位設定の対象外とする。

（6）事故得点（L）＝（A）×（K）

- ① 事故得点は、次の事故のケース分類により、当該競走の開催別基礎点（A）に下表の事故得点率（K）を乗じて得た得点とする。
- ② 選手が同一競走において複数の事故得点事由に該当した場合は、該当事由のすべてに事故得点を課すものとする。ただし、同一競走において同一選手が発走のやり直しの原因を2回作ったときに適用される出走停止の場合のみ、出走停止の事故得点は課さないものとする。
- ③ 事故得点は、（9）－①の場合を除き、被妨害の有無にかかわらず、事故得点合計に常に算入するものとする。

事故ケース分類

分類	事故内容	事故得点率（K）％
I	欠車・出走停止	15
II	自落・故障・故障落車・故障妨害・故障落車妨害・内線突破・外線突破・その他の反則・故障完走	30
III	欠車妨害・停止妨害・反則妨害・落車妨害・妨害故障・妨害故障落車・タイムアップ・他車欠車原因・他車停止原因・競走戒告2回・スタート戒告2回、試走戒告2回	60
IV	周回誤認・危険な走法	150
V	フライング・出残り・その他異常発走	60
VI	後方スタート	90

（7）妨害を受けた競走、責任外事故、故障完走及び選手の責に帰することのできない理由により競走に重大な支障を生じた競走の競走得点の取

扱い

- ① 入着した選手の競走得点は、保留得点（注3）とする。
- ② 出走又は入着できなかった選手の競走得点は、仮得点（注4）とする。
- ③ 故障完走の選手の競走得点は、保留得点とする。

（注3）保留得点とは、当該競走の競走得点を審査の対象とするか否か審査期間終了まで保留する得点をいう。

（注4）仮得点とは、当該競走の競走別基礎点にタイム順位得点付与率及び着順位得点付与率の平均率102.5%を乗じて得た得点を仮に付与し、審査の対象とするか否か審査期間終了まで保留する得点をいう。

#### （8）競走不成立の場合の競走得点の取扱い

- ① 事故得点を課される事由がなかった選手及び事故得点を課された事由が事故ケースV・VIのみに該当した選手の競走得点は、仮得点とする。
- ② 事故得点を課された事由が事故ケースV・VI以外又は事故ケースV・VIと重複した選手は、当該事由による事故得点を課すものとする。  
また、（9）-①の競走中止順延と重複した場合は、順延する場合の取扱いを優先するものとする。

#### （9）開催が中止又は順延となった場合の競走得点の取扱い

- ① 順延する場合  
当該日における競走は、実施・未実施にかかわらず、すべて審査除外とする。
- ② 順延しない場合  
当該日に実施された競走については、通常どおり審査し、未実施の競走に番組編成された選手の競走得点は、仮得点とする。

#### （10）特殊開催節等の取扱い

- ① 別表「開催別得点表」を適用することが不適当な開催節の場合  
番組編成の特異性等により、「開催別得点表」を適用することが適当でない開催節については、当該施行者、当該競走実施法人及び当該一般社団法人全日本オートレース選手会支部は、公益財団法人JKA及び一般社団法人全日本オートレース選手会と協議の上、別途「開催

別得点表」を作成し、適用するものとする。

② 準々決勝戦含有節

準々決勝戦の競走別基礎点は、通常の予選の競走別基礎点と同様の取扱いとする。

2. 平均競走得点計算式

$$\text{平均競走得点} = \frac{\text{競走得点合計} - \text{事故得点合計}}{\text{審査対象回数}}$$

- (1) 競走得点合計とは、1 審査期間における競走得点（タイム順位得点、着順位得点及び追抜得点の和をいう。以下同じ。）の合計とする。
- (2) 事故得点合計とは、1 審査期間における事故得点の合計とする。
- (3) 審査対象回数とは、1 審査期間における出場回数（番組編成された回数。ただし競走が中止順延された回数を除く。）から競走得点のない回数（競走事故回数。）を減じた回数とする。

3. 平均競走得点の修正

1 審査期間における競走得点中に、保留得点又は仮得点がある場合には、これらを除外して平均競走得点（以下「比較平均競走得点」という。）を算出し、比較平均競走得点を超えるものについては、審査対象として平均競走得点を再算出する。再算出された平均競走得点を順位付けの得点に用いるものとする。

- (1) 競走得点合計から保留得点及び仮得点を除外して比較平均競走得点を算出する。

$$\text{比較平均競走得点} = \frac{\text{競走得点合計} - \text{事故得点合計} - \text{保留得点及び仮得点}}{\text{審査対象回数} - \text{保留得点及び仮得点回数}}$$

- (2) (1) で算出された比較平均競走得点と保留得点及び仮得点を個々に比較し、比較平均競走得点を超えるものについては、審査対象とする。  
保留得点及び仮得点 > 比較平均競走得点 → 審査対象とする。

保留得点及び仮得点≦比較平均競走得点→審査対象としない。

(審査対象外得点)

- (3) (2) で審査対象外得点とされた得点及び回数を除外して、平均競走得点を再算出する。

$$\text{平均競走得点} = \frac{\text{競走得点合計} - \text{事故得点合計} - \text{審査対象外得点}}{\text{審査対象回数} - \text{審査対象外得点回数}}$$

#### 4. 平均競走得点が同一の場合における順位決定の方法

平均競走得点が同点の場合は、次により順位を決定する。

- (1) 事故得点合計の小さい選手を上位とする。
- (2) (1) が同点の場合、審査対象の競走得点合計から事故得点合計を減じた得点合計が大きい選手を上位とする。

(事故の定義)

(13. 12. 26) (14. 3. 22) (14. 11. 21) (18. 12. 27)

- (1) 欠車とは、番組決定後、試走終了までの間において、自己の責めに帰すべき理由により出走できなくなったことをいう。
- (2) 欠車妨害とは、自己の欠車に際し、他車の欠車の原因となった行為を伴った場合をいう。
- (3) 他車欠車原因とは、自己は欠車とならなかったが、他車の欠車の原因となった行為を行ったことをいう。
- (4) 出走停止とは、試走終了後、発走が成立するまでの間において、自己の責めに帰すべき理由により出走できなくなったことをいう。(再発走出走停止を除く。)
- (5) 停止妨害とは、自己の出走停止に際し、他車の出走停止の原因となった行為を伴った場合をいう。
- (6) 他車停止原因とは、自己は出走停止とならなかったが、他車の出走停止の原因となった行為を行ったことをいう。
- (7) 自落とは、自己の責めに帰すべき理由により落車し、競走を中止したことをいう。
- (8) 落車妨害とは、自落に起因する妨害行為又は妨害行為後の自落をいう。

- (9) 故障とは、自己の責めに帰すべき理由により故障し、競走を中止したことをいう。(身体に障害を生じ、競走を中止した場合を含む。)先頭車から1周遅れとなった場合は、故障とみなす。
- (10) 故障妨害とは、故障に起因する妨害行為をいう。
- (11) 故障落車とは、故障に起因する落車をいう。
- (12) 故障落車妨害とは、故障落車に起因する妨害行為をいう。
- (13) 故障完走とは、ゴール直前(最終回第4コーナー通過後)の故障により、スピードが減退し、完走した場合をいう。(着順変化の有無を問わない。)
- (14) 内線突破・外線突破とは、自己の責めに帰すべき理由により、内(外)線を踏み越え、内(外)部回避地帯を通過したことにより反則失格となったことをいう。
- (15) 反則妨害とは、競走中の妨害行為により、反則失格となったことをいう。
- (故障完走における妨害行為を含む。)
- (16) 妨害故障とは、妨害行為を行った後、故障したことをいう。
- (17) 妨害故障落車とは、妨害行為を行った後、故障落車したことをいう。
- (18) 危険な走法とは、著しく危険な走法による妨害行為を行ったこと又は同一レースにおいて妨害行為を2回以上行ったことにより反則失格となったことをいう。
- (19) その他の反則とは、その他実施規則により反則失格となったことをいう。
- (20) 周回誤認とは、周回を誤認したことにより反則失格となったことをいう。
- (21) タイムアップとは、3着以内に入着し、雨天等走路状況の変化又は相当の理由がなかったにもかかわらず、競走タイムが試走タイムより良かった場合をいう。
- (22) 競走戒告2回とは、妨害の程度が軽微で、反則失格に至らず戒告を受けたこと又は競走車の部品若しくは防具等の離脱等により他の選手に間接的に妨害を行ったことが60日間6回出場中2回あったことをいう。
- (23) フライングとは、発走合図が完了する前に発走したことをいう。

- (24) 出残りとは、発走合図が完了したにもかかわらず、発走しないこと又は発走直後に停止したことをいう。
- (25) その他異常発走とは、その他の再発走原因となった不適正発走をいう。
- (26) 後方スタートとは、発走補助ラインに接地せず、かつ、発走合図が完了する前にスタートしたことをいう。
- (27) スタート戒告2回とは、発走補助ラインに接地せず、かつ、発走合図が完了した後にスタートしたこと又は指針の始動後4秒以内に、スタート（ハンデ）ラインを越えたことにより、指針が停止し戒告を受けたことが60日間9回出場中2回あったことをいう。
- (28) 試走戒告2回とは、3着以内に入着し、雨天等走路状況の変化又は相当の理由がなかったにもかかわらず、試走タイムが競走タイムと比較して0.02/秒以内（タイムアップを除く）であったことが60日間6回出場中2回あったことをいう。